



金 沢 市 公 報

号外第 1 4 号

平成26年(2014年)6月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

● 告 示

○町及び字の区域並びに町の名称の変更並びに
字の区域の廃止について (市民協働推進課) 1

ページ

● 公 告

○土地区画整理事業の換地処分について
(市街地再生課) 4

告 示

●金沢市告示第209号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、町及び字の区域並びに町の名称を変更し、並びに字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示し、平成26年6月28日から効力を有するもの
とします。

平成26年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町及び字		左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域			
町	字	町	字	地 番	
戸板1丁目		薬師堂町	二	13~18、31~33、34の1、35、36、37の2、38の1、38の2の各一部 2~6、7の1~7の3、8、9の1~9の4、10、11、12の1~12の4、 19~23、24の1、24の2、25~30	
		出雲町	イ	456の一部 201~203、457	
		出雲町	二	17の2、18~20、30、31、41、42、56、57、63、77の各一部 1の1、1の2、2、3~7、8の1、8の2、9、10、11の1、11の2、 12の1、12の2、13、14、15、16、17の1、32、33、34の1、34の2、35の 1、35の2、36~40、58、59、60、61、62、78	
		桜田町	ク	25の1、35の1、94、105の2の各一部 26、27の1、27の2、28~34、95~99、100の1~100の3、101、102の1、 102の2、103の1、103の2、104の2、105の1、175	
		桜田町	サ	121の1、122~125、126の1、126の2の各一部	
戸板2丁目		若宮町	へ	59の3、60、61、62の2、63の1、63の2、64の2、66の1、66の2、67の 1、67の2、67の4、72~74、75の1、75の2、86の1、87~97、98の1、 98の2、99、111、112の各一部 62の1、67の3、68~70、71の1~71の3、100、101、102の1、102の2、 103~110	
		薬師堂町	二	31~33、34の1、35、36、37の2、38の2~38の4、39、54の各一部 34の2、37の3~37の7、40の1、40の2、41~50、51の1、51の2、52の 1、52の2、53	
		出雲町	二	17の2、18~20、30、31、41、42、56、57、63、77、81、83の各一部 21~27、28の1、28の2、29、43~45、46の1、46の2、47~49、50の1、 50の2、52の1、52の2、53~55、64~71、73、74の1、74の2、75、76、 79、80	

	桜田町	サ	122、123の各一部
戸板3丁目	若宮町	ト	6の1、6の2、8、9の1、10、11の1～11の4、12の2、13の1～13の4、14、15、17の1、18の1、19の1、19の4、20の1、21の1、22の1、23、24の1、27の1、28の1、29の3、30の3、31の3、32の4、32の7、33の1、34の1、35の1、36の4、38の1、39、42、43の1、44の1～44の3の各一部 5の3、5の4、12の1、25、26、36の1、37、40の1、40の2、41の1～41の3
戸板4丁目	若宮町	ヘ	2の1、3の1、6の1、6の3、7の1、8、9、12、13、16の1、16の2、17、20の1、22の1、22の3、23の1、24の1、25の1、26の1、27の1、28の1、39の3、39の4、40の1、40の2、41、47、48の1、59の3、60、61、72～74、75の1、75の2、86の1、86の2、87～97、98の1、98の2、99の各一部 1、4、5の1、5の2、40の3、42、43の1～43の3、44の1、44の2、45、46、49、50の1、50の2、51～58、59の1、59の2、76、77、78の1、78の2、79～85
	若宮町	ト	43の1、44の1～44の3、46の1の各一部 45の1～45の3
戸板5丁目	若宮町	ヘ	27の1、28の1、29の1、30の1、31の1、32の1、33の1、34の1、39の3、39の4、40の1、40の2、41、62の2、63の1、63の2、64の2、66の1、66の2、67の1、67の2、67の4、111、112、119の1、119の4～119の6、120の1、120の3、120の4の各一部 35の1、35の2、36、37、38の1、38の2、39の1、39の2、64の1、65、113、114、115の1、115の2、116の1～116の4、117、118
	出雲町	ニ	81、83の各一部 82、84～90、91の1、91の2、92、93、94の1、94の2、95の1～95の5
	桜田町	サ	16の1、17の1、18、23の2、25の1、26の1、26の4、27、28の2、87の1、87の3、88の1、106の1、106の2、107の1、108の1、109の1、110の1、111の1、112の1、113の1、113の3、113の4、114の1、115の1、116の1、117の1、117の3、118の1、118の2、119の2、119の3、120、121の1の各一部 26の6、28の1、29～31、32の1～32の3、33の1、34の1、57の1、58の1、59の1、60の1、61、62の1～62の3、63、64、65の1～65の4、66の1、66の2、67、68の1～68の3、69、70の1、70の2、71、72、73の1～73の3、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1～76の5、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1～84の5、85の1～85の3、86の1～86の3、107の2、108の2、109の2、110の2、111の2、112の2、113の2、114の2、115の2、116の2、117の2、121の2
戸板西1丁目	桜田町	サ	6の1、7の1、8の3、38の1、39の1、40の1、40の3、44の1、45の1の各一部 1、2、3の1、4の1、5の1、41の1、41の2、46の1、47の1～47の3、48～53、54の1、54の2、93の1、94の1、94の4、95の1、96の1、97の1
	示野中町	イ	20、21、22の1、23の1、24の1、34の1、35の1、36の1、40～42、45、46、59の1の各一部 33の1、37～39、47～55、56の1、57の1、58の1、60～118、119の1～119

			の3
		示野町	ハ 20~22、54~57、69~72の各一部 58~61、62の1、62の2、63~68
戸板西2丁目		示野中町	イ 10の1、11の1、12の1、12の2、20、21、22の1、40~42、45、46の各一部 13、14、15の1、15の2、16~18、19の1、19の2、43、44
		示野中町	ロ 111の1、138の1、139の1、140の1の各一部
		示野町	ハ 10、20~22、30、46の1~46の4、47の1~47の4、48、49、54~57、69~77、110の2の各一部 11、12、13の1、13の2、14、15、16の1、16の2、17~19、23~29、50~53、125の2、126の2、127の2、128の2、129の2
		示野町	ニ 9、33の各一部 1~8、34、35、36の1、36の2、37、38の1、38の2、39~41、45の2、47の2、48の2、49の2
若宮町	ハ	若宮町	ト 43の1、46の1の各一部
若宮町	チ	若宮町	ト 13の4、14、15、17の1、18の1の各一部 16
		薬師堂町	ハ 2、3の1、3の2の各一部 1
薬師堂町	ロ	若宮町	ト 10、11の1~11の4、12の2、13の1~13の4の各一部
		薬師堂町	ハ 2、3の1、3の2、8の1~8の3、9の1、9の2、9の4、9の6、10の1、10の3の各一部 4、5の1~5の3、6、7、8の4、9の5
		薬師堂町	ニ 17の一部
薬師堂町	ハ	若宮町	ハ 86の1、86の2の各一部
		若宮町	ト 6の1、6の2、8、9の1、10、11の1、11の2、27の1の各一部 1~4、5の1、5の2、7の1、7の2、9の2、47~55
		薬師堂町	ロ 32の1、32の2、33の1、33の2の各一部
		薬師堂町	ニ 17、18、38の1~38の4、39、54の各一部 55
出雲町	イ	薬師堂町	ニ 1の1、1の2
		出雲町	ニ 2の3、14の4、59の3
示野町	ロ	示野町	ハ 1の3、39の3、39の4、83の1、83の2、83の7、83の8の各一部 1の4、1の5、39の2、40の2、83の6、183の3
示野町	ト	示野町	チ 82~84、85の1、86の1、87の1、87の2の各一部 85の2、86の2
示野町	チ	示野町	ロ 18、42の5、59~63の各一部
		示野町	リ 1の1~1の4、2、3の1、4、5、6の1、55の1の各一部 3の2、3の3、55の3、55の4、56の1~56の3、57、58
示野町	リ	示野町	ロ 59、62、63の各一部
示野町	西	示野町	ト 6、31の1~31の3、42の1~42の4の各一部
		示野町	チ 6、41、52、82の各一部
		示野町	リ 6の1、55の1、55の2の各一部 6の2
桜田町1丁目		桜田町	サ 87の3、88の1、106の1、106の2、107の1、108の1、109の1、110の1、111の1、112の1、113の1、113の3、113の4、114の1、115の1、116の1、117の1、117の3、118の1、118の2、119の2、119の3、120、121の

			1、124、125、126の1、126の2の各一部 88の6、88の7、89の1、89の5、89の6、101の1、102の1、103の1、 104の1、104の2、105の1、105の2、112の3、112の4、119の1、127の 1、127の2、128～131、132の1、132の2、133の1、133の2、134、135、 136の1、136の2、137の1、137の2、138、139、140の1～140の4、141 の1～141の4、142の1、142の2、143、144の1、145の1
桜田町2丁目		桜 田 町	ク 25の1、35の1、94、105の2の各一部 25の3、35の3
松村4丁目		松村3丁目	211の6、212の6

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢都市計画事業金沢市戸板第二土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
金沢市戸板第二土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日
平成26年5月31日
- 4 換地処分の内容
平成26年4月15日付け金沢市指令収市再第23号をもって認可した換地計画のとおり

平成26年(2014年)6月27日 印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)6月27日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	